

業務及び財産の状況に関する説明書類

第9期 令和5年9月1日から令和6年8月31日まで

令和6年10月29日作成

監査法人名 興誠監査法人

所在地 東京都中央区日本橋三丁目6番7号

代表者 本橋 清彦

一．業務の概況

1．業務の概要

(1) 当監査法人の目的

当監査法人は、次の各号に掲げる業務を行うことをその目的としております。

財務書類の監査又は証明の業務

財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 当監査法人の沿革

平成28年1月4日 設立

現在に至る。

2．無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当監査法人は、公認会計士法第1条の3第5項に規定する無限責任監査法人です。

3．業務の内容

(1) 業務概要

当監査法人は、一般事業会社に対して、公認会計士法第2条第1項に定める監査証明業務（財務諸表監査及び内部統制監査）及び公認会計士法第2条第2項に定める非監査証明業務として、デューデリジェンス及び委託審査を行っています。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

令和6年8月31日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	1 社	1 社
金商法監査	-	-
会社法監査	3 社	2 社
学校法人監査	-	-
労働組合監査	-	-
その他の法定監査	1 社	-

その他の任意監査	-	-
計	5 社	3 社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	総数	内大会社等の数
非監査証明業務	4 社	-

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当監査法人は、公認会計士法第 34 条の 13 第 1 項及び公認会計士法施行規則第 25 条第 1 項の規定に則り、法人の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について次のとおり、整備しております。

経営の基本方針

当監査法人は、「誠の精神」を中核とし、「日本国民経済の発展、アジア民族経済、更には、世界経済の発展及び人類の発展に寄与し、経済活動の基盤となり、また、経済基盤をよりよいものとすることに貢献する。」ことを経営理念として定めています。また、「興誠監査法人行動規範」を定め、全ての構成員が、拠るべき行動指針として示しています。

経営管理に関する措置

当監査法人は、「社員会」を最高決議機関とし、法人全体及び社員の職務執行が適正に行われていることを確保しています。

法令遵守に関する措置

社員・職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、基本理念及び倫理行動規範を制定しています。各種規程の制定及び周知を通じて、社員・職員が法令等を遵守することを確保するための体制を整備しています。

社員・職員による当監査法人内外の法令、関係規則、諸規定等に違反する、又は、その恐れのある行為に関する内部通報制度（監査ホットライン）を整備し、コンプライアンス活動の実効性を高めています。また、法令等の違反行為又は違反恐れのある行為に関する情報を、法人内外から広く収集するために通報窓口を設置しています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

当監査法人は、当監査法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」に準拠して、当監査法人における品質管理に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」として定め、適切に整備し運用することとしております。品質管理担当責任者を定めており、当監査法人の品質管理のシステムに関する責任を負っております。

また、社員会の代表者及び品質管理担当責任者を含む品質管理委員会において、事務所の全体の品質管理の状況を共有しています。

業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

（職業倫理及び独立性）

当監査法人及び専門要員が監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

当監査法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続に関する確認書である「監査人の独立性チェックリスト」による調査をはじめ、独立性の保持のための方針及び手続を定めております。

また、全ての業務の契約にあたって、監査責任者が、独立性に関する職業倫理の規定に照らして業務提供の可否を確認しています。

（ローテーションの方針及び手続）

大会社等の監査責任者に対して、公認会計士法等の法令や日本公認会計士協会の倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付ける方針及び手続を定めています。

業務にかかる契約の締結及び更新

監査契約の新規締結及び更新時には、契約締結前に独立性を遵守していることを確認するとともに、受託予定の企業等について、経営者の誠実性、ガバナンスの状況、役員等緒が反社会的勢力等でないことの確認、会計上・監査上の論点についてリスク評価を行い、その結果に応じて、社員会の承認を得ることとしています。また、全ての監査関与先に対して最低1年に1回は、リスク評価の見直しを実施しています。

業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

全ての社員の報酬に関しては、当監査法人への貢献度を勘案し、社員会にて決定しています。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び、当監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するために、研修計画に従い、全ての社員及び使用人その他の従業者は、職業倫理をはじめとするコンプライアンス研修や専門知識と実務に必要な技術研修を受けております。

ウ. その他

専門職員の採用は、書類審査のうえ、複数の社員が直接インタビューを行い、能力・スキル及び当監査法人の経営方針に従って適切に業務を遂行できるかどうかを判断して行っています。

業務の実施及びその審査

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。

ア. 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、監査チームの判断に困難が伴う事項や、法人としての見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項について、また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、必要に応じ、外部の専門的な見解の問合せを実施することとしています。問合せをする場合、監査チームは当該事項を審査担当者に事前に相談することと定めています。また、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合には、必ず品質管理責任者及び社員の代表者に報告することが定めています。

イ. 監査上の判断の相違の解決

上場会社等の監査では、監査計画の作成から監査意見の形成に至るまで、監査の各段階において、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合、速やかに意見調整を実施する手続を定めています。また、必要に応じて、外部の専門的な問合せ窓口等を利用することにより、最終的に到達した結論及びその対処について、適切に文書化する手続を定めています。

ウ. 監査証明業務にかかる審査の方針及び手続

当監査法人は、全ての監査証明業務の監査報告書の発行に当たって、監査チームから独立した立場にあり、審査実施に必要な経験と能力を有する審査員による審査の受審が義務づけられています。

上場会社等の監査では、監査計画の作成から監査意見の形成に至るまで、監査の各段階において、適時に審査を実施しています。また、監査責任者の意見と審査員の意見が異なるなど、重要な監査上の判断が必要な場合には、外部の専門的な見解の問合せ等を利用することにより、最終的に審査の合意を得られるまで監査意見を出せないことと定めています。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人は、監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するように、監査調書の管理に関する方針及び手続を定めております。上場会社等の監査では、原則として全ての監査調書を電子化し、監査年度ごとに保存を行っております。

監査報告書日後、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定め、監査報告書日後、監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定め、当法人の方針及び手続に従わない追加、変更や削除により、又は媒体の消失や破損にできないことと定めています。

さらに、適切な監査調書の保存及び廃棄に関する方針及び手続を定めております。

オ. その他

(不正リスクへの対応)

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することを定めております。

(監査事務所間の引継の方針及び手続)

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について、方針及び手続を定めております。

業務の品質の管理の監視に関する措置

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めております。

また、外部からの監視を有効なものとするため、当社のホームページ上「監査ホットライン」を設置しています。

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

当法人において、業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置について、業務の品質管理の方針の策定については、社員会で選任された品質管理担当責任者及び社員会の代表を含む品質管理委員会で策定し、品質管理責任者が、実施しております。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人は、特定社員制度を採用しておりません。

- (4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

2021年10月

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認該当事項はありません。

当監査法人の代表社員本橋清彦は、当監査法人の第 8 期（令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで）の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項
該当事項はありません。
6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項
該当事項はありません。

二．社員の概況

1．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
7人	- 人	7人

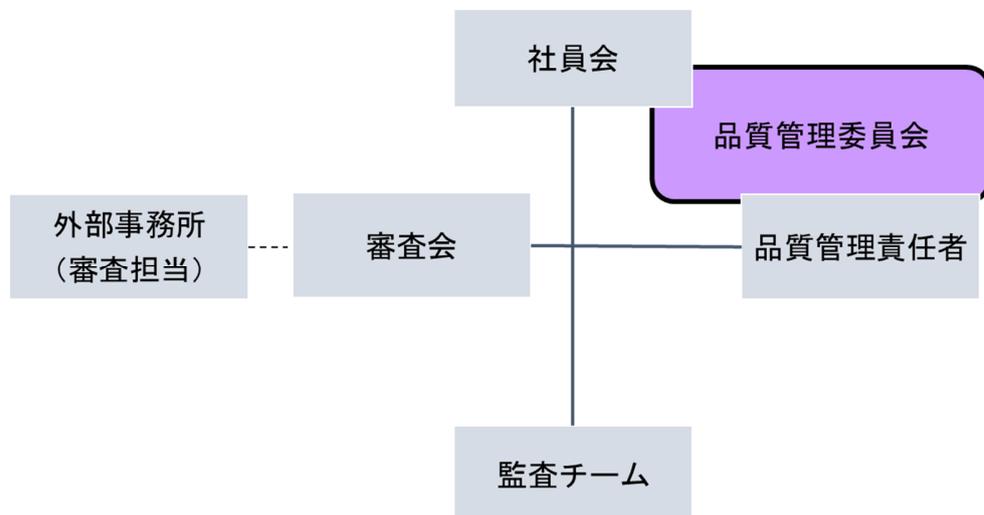
2．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議他の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	経営に関する重要事項の意思決定	7人	- 人	7人

三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 興誠監査法人	東京都中央区日本橋3 丁目6番7号510号室	7 人	- 人	7 人	7 人
(従) 該当なし	-	-	-	-	-
計		7	-	7	7

四．監査法人の組織の概要



五．財産の概況

1．売上高の総額

	第8期 令和4年9月1日～ 令和5年8月31日	第9期 令和5年9月1日～ 令和6年8月31日
売上高		
監査証明業務	56,552千円	84,463千円
非監査証明業務	5,665千円	11,715千円
合計	62,217千円	96,178千円

六．被監査会社等（大会社等に限る）の名称

アサガミ株式会社

株式会社民間資金等活用事業推進機構

JA 全農くみあい飼料株式会社